

二地域居住・地域活性化関連施策について

平成23年8月31日

国土交通省

二地域居住・地域活性化関連施策について

<国土交通省>

施策名	施策概要	施策目的	施策内容	施策の実施主体	施策の対象	国による支援	
						実施主体への支援手段	23年度予算額
若者の地方体験交流	都会の若者（学生等）の地方体験を促進するとともに、都会の若者の視点からの地域の魅力を発掘するため、国が上記の取り組みを行う市町村の情報をまとめてHPで発信。	Ⅲ，Ⅳ	1	国	地方自治体 都会の若者	—	一般経費
住み替え・二地域居住支援サイト	○住み替え、二地域居住の希望者に対し、活用可能な支援制度、空住宅、実践者の経験談等の情報を発信。 ○地方公共団体等に対し、国の支援制度、地方公共団体等の取組、受入体制整備や支援に関するポイント等の情報を発信。	Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	1	一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター 連合会	地方自治体 NPO法人等 個人	情報提供	特段の予算措置なし
空き家再生等推進事業	空き家等を改修・活用して、地域の活性化や地域のコミュニティの維持・再生を図る。	Ⅳ	3①②	地方自治体	地方自治体 個人等	補助金等（補助率1/2等）	社会資本整備総合交付金（1.75兆円）の内数
集落活性化推進事業	過疎地域等において、遊休化している廃校舎等の既存公共施設を再生整備して、公益サービスの集約化施設、地域産業施設、地域交流施設として活用	Ⅳ	3②	地方自治体	地方自治体 過疎地域等の住民	補助金等（補助率1/2）	340百万円
空き家等活用推進事業	住み替え・二地域居住を推進するため、NPO法人等による以下の事業の提案を募集し、採択した案件に助成。 ○住み替え・二地域居住を推進するための住宅の再生、流通の促進等を行う事業 ○関係情報の一元的な集約・提供又は地方公共団体、民間事業者等からなる協議会が実施する相談等の事業 ○事業実施のために必要な調査研究、マニュアルの作成等事業の一般化・普及・啓発のための事業 ※H23は、条件不利地等における空き家等を活用した取組みに重点化して実施	Ⅰ，Ⅱ	5	NPO法人等	住み替え・二地域居住希望者	補助金等（定額）	長期優良住宅等環境推進整備事業（2億円）の内数

※本資料は、今回の委員会に当たり、関係省庁における二地域居住・地域活性化関連施策について、国土交通省において整理を行ったものである。

<施策目的の分類>

- Ⅰ．二地域居住
- Ⅱ．定住
- Ⅲ．体験居住
- Ⅳ．その他

<施策内容の分類>

- 1．総合的な情報提供に関する施策
- 2．ノウハウの提供に関する施策
- 3．施設整備に関する施策
 - ①住まいの整備に対する助成等
 - ②交流施設等の整備に対する助成等
 - ③生産基盤等の整備に対する助成等
- 4．移住体験等に関する施策
- 5．新たな取り組みの立ち上げ支援に関する施策
- 6．総合的な取り組みに関する施策

二地域居住・地域活性化関連施策について

<国土交通省>

施策名	施策概要	施策目的	施策内容	施策の実施主体	施策の対象	国による支援	
						実施主体への支援手段	23年度予算額
社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）	地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や、面的な居住環境の整備等と併せて、地方公共団体独自の提案による地域の住宅政策に必要な事業を、総合的に支援。	I, II, III, IV	6	地方自治体	地方自治体 個人等	補助金等（補助率概ね45%）	社会資本整備総合交付金（1.75兆円）の内数
住宅税制	<住宅税制（取得時の税制のみ掲載）> ○消費税（中古住宅の個人間売買の非課税〈自己居住要件なし〉） ○不動産取得税（新築住宅のみなし取得時期等〈自己居住要件なし〉、新築住宅の1,200万円控除〈別荘は対象外とした上で、週末居住用の家屋（毎月1回以上居住するもの）を対象化〉） ○固定資産税（新築後3年間等の1/2減額〈別荘は対象外とした上で、週末居住用の家屋（毎月1回以上居住するもの）を対象化〉）	I	3①		個人		—
住宅融資	<融資制度> ○住宅金融支援機構のフラット35は、セカンドハウスにも利用可能。	I	3①	住宅金融支援機構	個人		128.09億円の内数

※本資料は、今回の委員会に当たり、関係省庁における二地域居住・地域活性化関連施策について、国土交通省において整理を行ったものである。

<施策目的の分類>

- I. 二地域居住
- II. 定住
- III. 体験居住
- IV. その他

<施策内容の分類>

- 1. 総合的な情報提供に関する施策
- 2. ノウハウの提供に関する施策
- 3. 施設整備に関する施策
 - ①住まいの整備に対する助成等
 - ②交流施設等の整備に対する助成等
 - ③生産基盤等の整備に対する助成等
- 4. 移住体験等に関する施策
- 5. 新たな取り組みの立ち上げ支援に関する施策
- 6. 総合的な取り組みに関する施策

二地域居住・地域活性化関連施策について

<総務省>

施策名	施策概要	施策目的	施策内容	施策の実施主体	施策の対象	国による支援	
						実施主体への支援手段	23年度予算額
集落支援員	○地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策のノウハウを有する人材を「集落支援員」として委嘱 ○集落支援員は、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施	Ⅳ	2	地方自治体	地方自治体	特別交付税（350万円／人）	
アドバイザー（外部専門家）招へい事業	○市町村が、地域力創造のための外部専門家（※地域人材ネット登録者）を、年度内に延べ10日間以上活用（※平成23年度204名登録）	Ⅳ	2	地方自治体	地方自治体	特別交付税（初年度560万円等）	
過疎地域集落再編整備事業	○定住団地造成（基幹的な集落に住宅団地を造成） ○集落移転（基礎的条件が著しく低下した集落を基幹的な集落等に移転） ○季節居住団地造成（漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地の造成） ○定住促進空き家活用（空き家の改修） ○地域間交流施設整備（ｽﾎｰﾂﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設、資料展示施設、教育文化施設等の整備）	Ⅱ	3①②	地方自治体	地方自治体 定住希望者等	交付金（交付率1/2）	（23年度から過疎地域等自立活性化推進交付金のメニューに再編） 5億円の一部
地域おこし協力隊	○地方自治体が、都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。 ○隊員は、住民票を異動させ、概ね1年から3年程度、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視等の地域協力活動に従事	Ⅱ	4，6	地方自治体	地方自治体	特別交付税（350万円／人）	
定住自立圏構想の推進	○都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進。 ○定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対し、地方交付税措置、事業の優先採択等による支援を実施。	Ⅱ	6	地方自治体	地方自治体	地方交付税措置、事業の優先採択等	

※本資料は、今回の委員会に当たり、関係省庁における二地域居住・地域活性化関連施策について、国土交通省において整理を行ったものである。

<施策目的の分類>

- Ⅰ．二地域居住
- Ⅱ．定住
- Ⅲ．体験居住
- Ⅳ．その他

<施策内容の分類>

- 1．総合的な情報提供に関する施策
- 2．ノウハウの提供に関する施策
- 3．施設整備に関する施策
 - ①住まいの整備に対する助成等
 - ②交流施設等の整備に対する助成等
 - ③生産基盤等の整備に対する助成等
- 4．移住体験等に関する施策
- 5．新たな取り組みの立ち上げ支援に関する施策
- 6．総合的な取り組みに関する施策

二地域居住・地域活性化関連施策について

<農林水産省>

施策名	施策概要	施策目的	施策内容	施策の実施主体	施策の対象	国による支援	
						実施主体への支援手段	23年度予算額
オーライ！ニッポン会議	都市と農山漁村の共生・対流の取組を国民運動として展開するため、ホームページによる情報発信、オーライ！ニッポン大賞の表彰、シンポジウムの開催等を実施	Ⅲ	1	オーライ！ニッポン会議	国民全体		特段の予算措置なし
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な生産基盤・施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設の整備等の取組を交付金により支援。	Ⅳ	3①②③	地方自治体 NP0法人等	地方自治体 定住や地域間交流希望者等	補助金等（定額又は1/2等）	18,357百万円
食と地域の交流促進対策交付金	○活力再生に向けた定住等の支援（定住・長期滞在の促進方策策定、住居・職業等の一元的な情報提供や相談体制の構築、PR活動の実施、新規住民による地域文化活動の実施のための体制整備） ○地域産業との連携による活力再生支援（農村資源を活用した地元企業の事業拡大、新分野の進出等に向けた気運の醸成、多様な主体による地域連携活動の推進等） ○「子ども農山漁村交流プロジェクト」、グリーン・ツーリズムなど、食をはじめとする豊かな地域資源をいかし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落の多様な都市農村交流等を促進する取組を支援する。	Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ	5	集落	集落	補助金等（定額又は1/2）	1,703百万円

※本資料は、今回の委員会に当たり、関係省庁における二地域居住・地域活性化関連施策について、国土交通省において整理を行ったものである。

<施策目的の分類>

- Ⅰ．二地域居住
- Ⅱ．定住
- Ⅲ．体験居住
- Ⅳ．その他

<施策内容の分類>

- 1．総合的な情報提供に関する施策
- 2．ノウハウの提供に関する施策
- 3．施設整備に関する施策
 - ①住まいの整備に対する助成等
 - ②交流施設等の整備に対する助成等
 - ③生産基盤等の整備に対する助成等
- 4．移住体験等に関する施策
- 5．新たな取り組みの立ち上げ支援に関する施策
- 6．総合的な取り組みに関する施策

都会の若者(学生等)に地方を体験し、認識してもらうとともに、その地域でも外部の視点から地域の魅力を再認識してもらうことで、地域の活性化を支援する。

国土交通省では、上記の取り組みを行う市町村の情報について、国土交通省HPの掲載、大学等への情報提供を行うこととしている。

平成8年度から平成21年度までは国の事業として実施し、延べ115市町村に448名を派遣。(平成8年度、9年度は試行。平成12年度から毎年度実施。)

平成22年度からは、市町村が実施する事業の目的や体験内容等の情報発信について、国土交通省が協力することで地域の活性化を支援している。

平成22年度の実施結果

市町村数:

27町村(28地域)

参加人数:

延べ209人

(滞在日数7日以上 65人)

平成23年度の実施状況

市町村数: 26町村



H21島根県邑南町
道の駅での販売体験



H21岡山県吉備中央町
キャベツ畑を耕す

平成22年度、平成23年度は、国公立大学127校に情報提供

国土交通省ホームページ: http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000044.html

○ インターネットによる情報の提供

住み替え・二地域居住の希望者向け

- ・ 住み替え等に関する地方公共団体等の施策、活用可能な支援制度に関する情報の提供(137団体)
- ・ 空き家バンクを実施している地方自治体等の情報提供(125団体)
- ・ 二地域居住等を実践した人の経験談の紹介(34件) 等
(平成23年8月18日現在)

地方公共団体、NPO法人等向け

- ・ 国の支援制度の紹介
- ・ 地方公共団体等の取組み情報の紹介
- ・ 受入体制整備や支援に関するポイント 等

○ ガイドブックの作成・提供



地域の取組事例、
取組のポイント
等を紹介

住み替えや二地域居住の推進に取り組む各地の事例と支援制度をご紹介します

■ 運営・連絡先 ■ サイトマップ ■ TOP

住み替え・二地域居住

地域活性化と豊かな住生活の実現に向けて
定住促進や地域間交流を促したい地方公共団体の方へ！
また、田舎暮らしをお考えの方へ！住み替えや二地域居住の推進に取り組む各地の事例と支援制度をご紹介します。

国土交通省住宅局・一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会は、住み替え・二地域居住への取り組みを支援します。

News

- ▶ H23/4/25 国土交通省より被災者向け公営住宅等の空き家一覧等の情報が更新されました。→[こちらへ](#)
- ▶ H23/3/22 被災者向け公営住宅等情報センターが設置されました。→[こちらへ](#)
(災害の方が入居可能な全国の住宅への入居申込みを一元化することで、被災者の方の円滑な入居を支援します。)
- ▶ 新規掲載、掲載情報の変更をご希望の団体の方は、[こちら](#)までご連絡ください。

住み替え・二地域居住をお考えの方へ

地域から移住支援の事例を見える

全地域共通

北海道・東北
北陸
中国・四国
関東
中部
近畿
九州・沖縄

住み替え・二地域居住の夢を実現するために役立つ情報を集めました。どの地域に興味がありますか？
そこに移住されている方の声を聞いてみませんか？
行政からのサポートも各種用意されています。
一緒に移住の夢を実現しましょう。

田舎暮らしや住み替えをお考えの方へ

全国の事業主体が提供する
空き家情報をご紹介します
空き家住宅情報サイト

移住実践者の声や地域情報を検索できます
マッチングサイト入り口

移住のための支援制度
行政からの各種助成金、サポートなど

支援実施主体の方へ

手法から移住支援の事例を見える
各種の支援ツールを活用して、住み替え・二地域居住支援を助成実施している地方公共団体や民間組織の事例をご紹介します。

移住相談・情報提供
住み替えに関する情報提供を行っています。または専門の窓

住み替え・二地域居住に取り組む、受入側の地方公共団体や民間組織の資料としてご活用ください。
移住支援は、地域の特徴を把握し、移住者の方向ももちろん、受入地域住民の方にとっても魅力的な施策であることがポイント。住み替え・二地域居住支援ツールのノウハウも参考に、魅力的な

(例：住み替え・二地域居住支援サイト)

地域の情報や住まい方に関する情報発信(主なコンテンツ)

○住み替え・二地域居住の希望者向け

(住み替え等をサポートするマッチングサイト)



- 実際に住み替え・二地域居住を実践された方の声を掲載。
- 希望のライフスタイルから住み替え等のエリアを選択可能。

(行政からの各種助成金、サポートなど)

- 各エリアで行われている、移住支援の事例を郡市区町村ごとに紹介。

(空家住宅情報サイト)

- 全国各地で提供されている空家等の情報(空家バンクサイト等)をひとつに集約。
- 希望エリア、地域のアピールポイント等から検索が可能。

○地方公共団体、NPO法人等向け

(受入体制整備や支援に関するポイント)



- 地方自治体やNPOなどが住み替え・二地域居住の支援に取り組む際の主な支援手法の内容や使い方のポイントについて紹介。

(国の支援制度の紹介)

- 支援施策の構築に活用可能な制度や事業を案内。

過疎地域等において持続可能な地域づくりを進めるため、社会資本整備総合交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業により、空き家・空き建築物を活用した地方公共団体の地域活性化の取り組みを支援し、地域コミュニティの維持・再生を図る。

○根拠

小規模住宅地区等改良事業制度要綱(平成9年住宅局長通知)

○対象地域: 過疎地域、旧産炭地域等

平成25年度までは以下のとおり

- ・**除却に関する事業:** 過疎地域、旧産炭地域等及び**過去5年間(H17国勢調査)において人口の減少が認められる市町村**※
- ・**活用に関する事業:** **全国** ※ 市町村合併以前の旧市町村の区域を含む

○補助対象: 地方公共団体が行う次の事業

- ・不良住宅又は空き家住宅の除却
- ・除却を行う者に対する経費補助
- ・空き家住宅又は空き建築物の活用
- ・活用を行う者に対する経費補助※
- ・所有者の特定

○国費負担率: 1/2

(※については工事費等の1/3を上限とする)



【岐阜県飛騨市】

木造三層の古民家を体験型宿泊施設として活用



【広島県庄原市】

三件続きの長屋住宅を交流・展示・観光施設として活用

これまでの実績(市町村数)

	除却	活用	
		空き家	空き建築物
H20	22	2	3
H21	27	9	2
H22	15	13	5

平成23年度予算額: 社会資本整備総合交付金(1.75兆円)の内数

事業の背景と概要

- 条件が不利な地域においては、地域の有する多面的機能の発揮、新規産業への取り組みを含めた働く場の確保、生活コストの削減等に取り組み、地域の活性化や暮らしの安全の確保を取り戻すことが必要。
- このためには、公益サービスの提供、地域産業の振興及び地域間交流の促進により、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を図ることが不可欠。

◆地方の条件不利地域の財政状況は非常に厳しい（過疎地域の財政力指数：0.26（20年度）（全国平均：0.56））

◆約7割の過疎市町村が再利用可能な遊休施設を保有、もしくは今後保有する見込み（H19年度財務省調べ）

- 人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を目的として、市町村の創意工夫により、その所有する廃校舎など遊休化している既存公共施設（ストック）を活用した、公益サービスの集約化施設、地域産業施設又は地域間交流施設等への改修整備を支援。

(1) 対象地域：過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域 (2) 事業主体：市町村等 (3) 補助率：1／2以内
※平成22年度実績：新規採択10件、継続分5件 平成23年度予算額：国費340百万円

事業の実施例

<群馬県中之条町>

廃校舎（旧五反田学校（S44.3から遊休化））を、田舎の良さを理解しつつ芸術に触れられる田舎体験施設及びアートギャラリーに改修整備。

改修前



（外観）

改修後



（外観）



（元講堂）



（ギャラリー）

<長崎県小値賀町>

廃園舎（旧小値賀幼稚園（H17.4から遊休化））を、図書館機能及び放課後子ども教室機能を兼ね備えた施設に改修整備。

改修前



（遊戯室）

改修後



（図書室）



（保育室）



（多目的室）

(目的)

住替え・二地域居住を推進するため、空き家等の再生、流通の促進等に資する地域の体制を整備するNPO法人、任意団体等への助成を行う。

(概要)

○対象とする事業

- ・住替え・二地域居住により空き家等の再生、流通の促進等に資する地域の体制を整備する事業
- ・関係情報の一元的な集約・提供を又は地方公共団体、民間事業者等からなる協議会が実施する相談等の事業
- ・事業実施のために必要な調査研究、マニュアルの作成等モデル事業の一般化・普及・啓発のための事業

○事業主体:NPO法人、協議会等の任意団体 等

○補助率:定額補助(300～700万円程度)

(実施状況)

○平成22年度

応募件数:31件 選定件数:18件

代表事例 (1) 飛騨高山 町家再生・住替え支援センター

“飛騨高山における町家再生による住替え支援・二地域居住事業”

(2) NPO法人 今井まちなみ再生ネットワーク

“大和・町家バンクネットワークによる奈良県の町家情報の一元化事業”

○平成23年度(実施中) (平成23年度予算額:長期優良住宅等環境推進整備事業(2億円)の内数)

公募期間:平成23年5月12日(木)～6月16日(木)

応募件数:48件 選定件数:14件

社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)

地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援制度（平成21年度までは地域住宅交付金）

【交付対象事業】

○基幹事業

公営住宅等の整備、不良住宅地区の改良、密集住宅市街地の整備、関連公共施設の整備 など

○提案事業・効果促進事業

地方公共団体独自の提案による地域の住宅政策実施に必要な事業。この活用により、定住促進による地域の活性化を図っている。

(例)・新築住宅建築等奨励金制度

- ・住宅団地造成助成制度
- ・空き家情報制度
- ・宅地取得助成事業
- ・若年者まちなか住宅家賃助成事業 等

【実績】

定住促進関係の事業を含む計画69計画(H22実績)

【平成23年度予算額】

社会資本整備総合交付金(1.75兆円)の内数

【交付金の額】

交付金算定対象事業費の概ね45%を助成

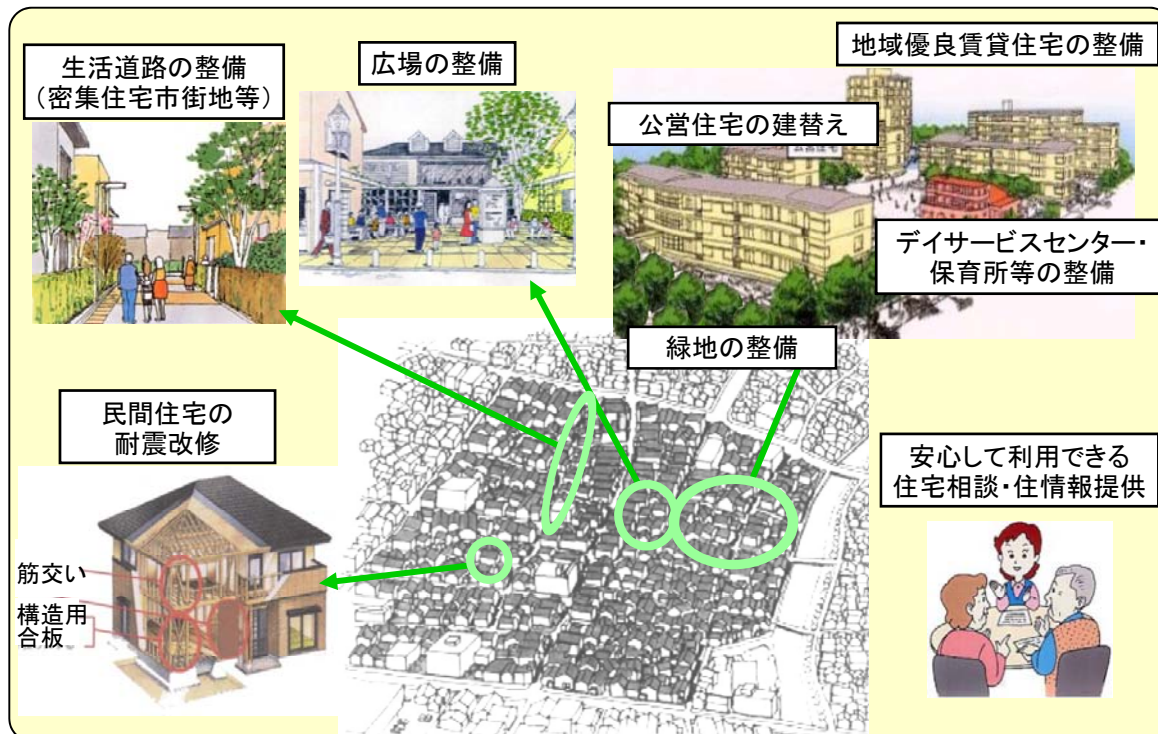
【ポイント】

○地方の自主性・裁量性の向上

- ・既存の補助事業をメニュー化し、地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき弾力的に実施可能
- ・地方公共団体独自の提案による従来補助対象外の事業も交付対象として支援

○地方の使い勝手の向上

- ・各事業への交付金の充当率を地方公共団体が自由に決定
- ・事業間流用・年度間流用が自由



地域における住宅政策の推進を総合的に支援

事業主体：山梨県富士河口湖町

背景・目的

富士河口湖町は、山梨県の南東部、富士山の北麓に位置する自然豊かな町である一方で、首都圏まで日帰りでも移動可能な立地(100km圏内)に恵まれ、また、医療・福祉施設や商業施設等の生活環境も充実している。このため、近年首都圏から移住希望に関する問い合わせが増えている。

こうしたニーズを捉え、人口の確保及び増加を持続的に図るため、平成17年度より「富士河口湖IJU(移住)計画」による定住促進施策を開始している。

1 定住及び二地域居住促進制度(平成17年度から平成24年度)

■新築住宅建築等奨励金制度

- ・町外からの転入者(配偶者を有する者)で、住宅を新築又は購入した者に対し、奨励金を交付。
- ・住宅建築(購入)資金の10%以内で、限度額40万円

■住宅団地造成助成制度

- ・定住促進のための住宅団地を造成する民間事業者に対して、住宅建設用地の造成費(補助額:500円/㎡)及び住宅団地内道路の舗装費(補助額:2,500円/㎡)に対して助成。
- ・原則、都市計画区域内で、4区画(1区画当たり200㎡以上であること。)以上の団地造成であること。

実績:団地数3件、22区画(平成22年度実績)

2 空き家情報制度

平成18年度から町内の空き家情報を町のホームページ等で提供。

利用希望者には、所在地、所有者等の詳しい情報を通知(賃借に関する交渉・契約は当事者間で行う。)

実績:登録件数6件 成約4件(平成22年度実績)

住 宅 税 制

週末居住用の住宅も対象

	税	概 要 (※長期優良住宅等の場合)
取得時	消費税	○中古住宅の個人間売買の非課税(対象制限なし)
	不動産取得税	○新築住宅のみなし取得時期等(対象制限なし)(6月→1年等) ○新築住宅の1200万円(1300万円)※控除(別荘は対象外とした上で、週末居住用の家屋を対象化)
	固定資産税	○新築後3年間(5年間)※等の1/2減額(別荘は対象外とした上で、週末居住用の家屋を対象化)
改修時	固定資産税	[耐震] ○改修後住宅の1/2減額(別荘は対象外とした上で、週末居住用の家屋を対象化)

融 資 制 度

住宅金融支援機構の証券化支援事業

セカンドハウスにも利用可能

	フラット35(買取型)	フラット35(保証型)
融資金利	20年以下:2.03~3.20% 21年以上:2.35~3.38%	金融機関による
償還期間	15年~35年	15年~35年
融資限度額	8,000万円	8,000万円
融資率	10割	10割

(金利は平成23年8月時点)

セカンドハウス利用状況

(単位:件、%)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	累計
フラット35全体	44,926	43,567	42,213	38,561	52,080	114,798	345,012※
うちセカンドハウス	41	431	857	1,211	1,442	1,702	5,684
割合	0.1%	1.0%	2.0%	3.1%	2.8%	1.5%	1.6%

※平成15年度以降の累計

～ ノウハウ・知見のある人材が集落の「目配り」を ～

- ・ **集落支援員**＝市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を実施
- ・ **地方自治体**＝集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・ **総務省**＝地方自治体に対して、財源手当、情報提供等により支援

集落点検の実施

○集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施
(集落点検チェックシートを活用)

- ・ 地域の実情に応じた集落点検項目の検討
- ・ 集落点検チェックシートの作成
- ・ 集落点検の実施
- ・ 点検結果の集約、住民への周知

等



集落のあり方についての話し合い

○住民と住民・住民と市町村と間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

- ・ 実施時期・回数・参加者などを検討
- ・ 集落支援員、市町村、住民や、外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保
- ②都市から地方への移住・交流の推進
- ③特産品を生かした地域おこし
- ④農山漁村教育交流
- ⑤高齢者見守りサービスの実施
- ⑥伝統文化継承
- ⑦集落の自主的活動への支援

等

この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。

アドバイザー（外部専門家） 招へい事業

～地域力創造のための外部人材の活用に必要な経費～

総務省

【趣旨】

市町村が、地域力創造のための外部専門家（「地域人材ネット」登録者）を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に必要な経費を特別交付税の算定対象とする。

【概要】

- ◆外部専門家を年度内に延べ10日以上活用することに必要な経費（旅費、謝金（報償費）。先進市町村職員を活用する場合は旅費のみ。）を特別交付税（「地域力創造のための外部人材の活用に必要な経費があること。」）の算定対象とする。
- ◆1市町村当たり以下に示す額を上限額として、当面、連続した任意の3年間（1市町村につき1回に限る。）の財源手当とする。

外部専門家活用区分		財政力指数 全国平均	上限額 (千円)		
			初年度	第2年度	第3年度
1	民間専門家等活用	平均以下の市町村	5,600	3,500	2,100
		平均超の市町村	2,800	1,750	1,050
2	先進市町村職員 (組織)活用	平均以下の市町村	2,400	1,500	900
		平均超の市町村	1,200	750	450

(財政力指数全国平均:平成21年度(3カ年平均値)0.55)

地域人材ネット(データベース)

【趣旨】

地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員(課)を登録し、総務省ホームページで紹介

【概要】

- ◆民間専門家(165名)、先進市町村で活躍している職員(39名(組織を含む))を登録 (計204名)
- ◆総務省ホームページ内の紹介ページアドレス <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

過疎地域集落再編整備事業

総務省

○事業の内容

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。

② 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるために必要な経費に対して補助を行う。

③ 季節居住団地整備事業

漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。

④ 定住促進空き家活用事業

地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するための、空き家の改修に必要な経費に対して補助を行う。

(2) 事業主体

過疎地域市町村

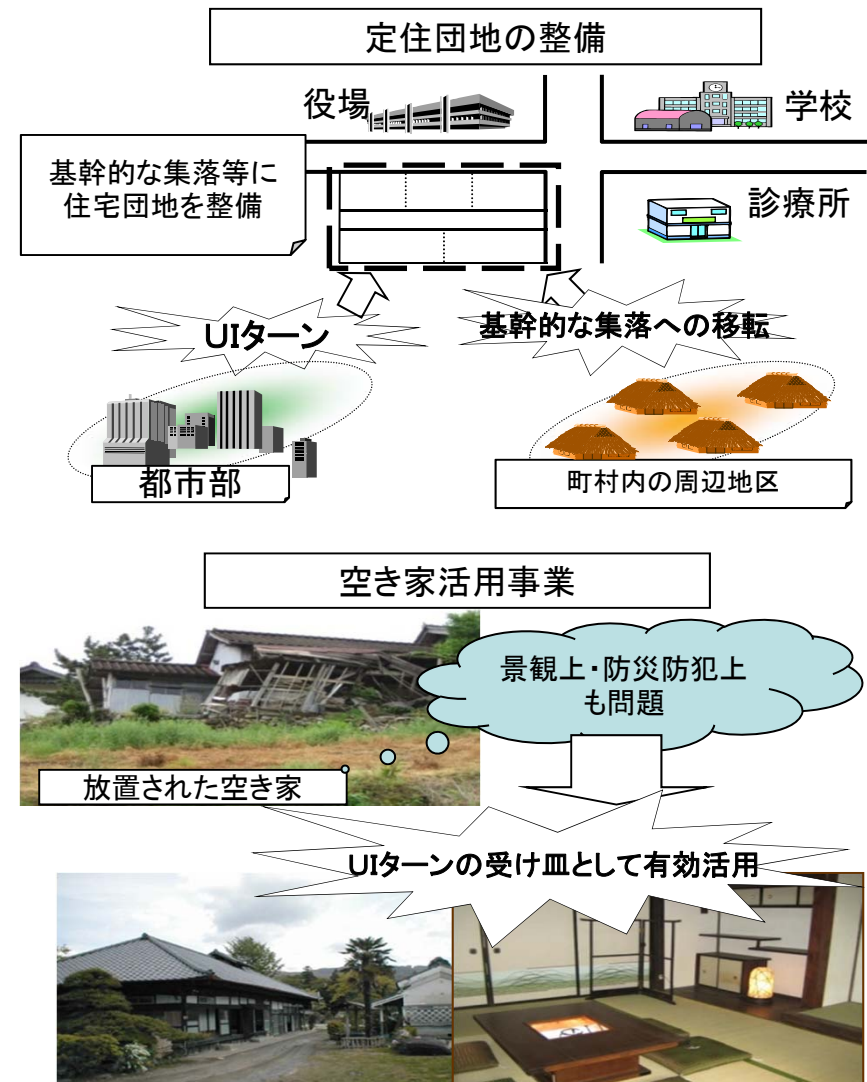
(3) 交付率

1／2以内

(4) 平成23年度予算額内訳

123,619千円

○事業のイメージ図



地域おこし協力隊について

総務省

地域おこし協力隊

3大都市圏をはじめとする都市圏の住民が、概ね1年以上3年程度、地域で生活（住民票を移動）し、農林漁業の応援、水源保全・監視等の地域協力活動を実施

※3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動続けることは可能

※平成22年度 90団体（2県88市町村） 257人

・**地方自治体**：都市住民を様々な方法で募集して受け入れ、地域おこし協力隊員に委嘱
地域協力活動をコーディネート（定住・定着に向けたフォローアップも別途実施）

・**総務省**：地方自治体に対して、財源手当（隊員一人当たり350万円（報償費等200万円）を上限に特別交付税措置）、情報提供等により支援 ※特別交付税の対象経費…隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費



自治体独自の募集による受入れ



「地域おこし協力隊員」が
地域協力活動を実施

地方自治体

対象者及び従事する地
域協力活動の内容等を
広報誌、ホームページ
等で公表

支援

総務省

地域協力活動等の内容を整理して受入れ、
「地域おこし協力隊員」として委嘱

【地域協力活動の例】

- 農林水産業への従事等
- 水源保全・監視活動（水源地の整備・清掃活動等）
- 環境保全活動（不法投棄パトロール、道路等の清掃等）
- 住民の生活支援（見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等）
- 地域おこしの支援
（地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援、都市との交流事業、教育交流事業実施の応援、地場製品の販売その他地産地消の推進のための取組の応援等）

移住・交流推進機構（JOIN）

連携

17 各種の移住・交流関連団体等

（参考）総務省通知（平成21年3月
31日付け総行応第38号）

「定住自立圏構想」の推進

総務省

1 基本的考え方～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。

(「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋)

2 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



中心市

- 人口5万人程度以上
(少なくとも4万人超)
- 昼夜間人口比率1以上
- 原則3大都市圏外

①中心市宣言

②定住自立圏形成協定

周辺市町村



- 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係がある市町村

③定住自立圏共生ビジョン

①周辺市町村の意向も踏まえて、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たす意思を宣言。

②中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能」、「結びつきやネットワーク」、「圏域マネジメント能力」の観点から連携する取組について、議会の議決を経て協定を締結。

(例) 医療、福祉、地域公共交通、ICTインフラ整備、人材育成 等

③圏域の将来像や推進する具体的取組を記載した定住自立圏共生ビジョンを策定。

※平成23年7月27日現在、71団体が中心市宣言済み、58圏域(延べ249団体)で協定締結(方針策定)、49団体が共生ビジョン策定済み。

※広域的な合併を経た市が、当該市のみで定住自立圏を形成する場合は、定住自立圏形成方針を策定

3 定住自立圏に取り組む市町村に対する関係府省の支援策

市町村の自主的な取組に資するよう情報提供するほか、関係各省が連携し、下記の支援策を実施。

- 総務省(地方交付税)
 - ・包括的財政措置(中心市4,000万円、周辺市町村1,000万円を基本に算定)
 - ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限)
 - ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に要する経費(上限1,000万円)について、8割を特別交付税措置)

○関係府省

- ・事業の優先採択

オーライ！ニッポン会議

農林水産省

○オーライ！ニッポン会議

- ・正式名称： 都市と農山漁村の共生・対流推進会議
- ・代表者： 養老孟司 東京大学名誉教授
- ・設立目的： 都市と農山漁村の共生・対流の取組を国民的な運動として展開すること
- ・設立経緯： 平成15年6月、民間企業、NPO等からなる民間主体の組織として設立
- ・活動内容： ホームページによる情報提供、オーライ！ニッポン大賞の表彰、シンポジウムの開催等

※都市と農山漁村の共生・対流HP <http://www.ohrai.jp/>

○ オーライ！ニッポンとは

都市と農山漁村のオーライ（往来）の活発化により日本が健全（all right）になることを表現したもの

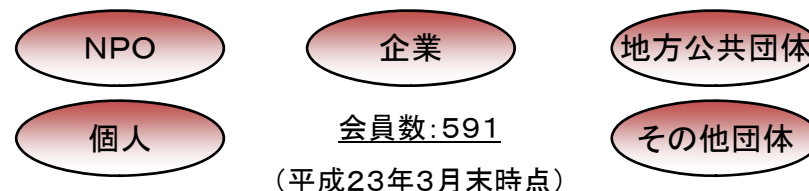
- 日本全国で、もっと交流を深めよう
 - 都市と農山漁村の往来によって、日本を健康にしよう
 - 日本を見つめて、農山漁村をもっと知ろう
- という意味が込められている。

オーライ！ニッポン会議

代 表：養老孟司 副代表：安田喜憲、平野啓子
運営委員長：金子家治

運営委員会

専門委員会



平成22年度における活動状況

- キャンペーンイベントの共催・後援 年間 約300件
- ホームページによる情報提供 平成23年3月末現在
7,388,000アクセス（平成15年～累計）
- 「ようこそ！農村へ」キャンペーン ～グリーン・ツーリズム商品の普及啓発～
 - ・GT商品コンテスト募集 H22.7.12～H22.9.27
 - ・GT商品コンテスト審査委員会 応募 83件 表彰 8件
 - ・GT商品コンテスト表彰式 H23.1.25 於 静岡市
- 第8回オーライ！ニッポン大賞表彰事業
 - ・オーライ！ニッポン大賞募集 H22.7.29～H22.12.10
 - ・オーライ！ニッポン大賞審査委員会 応募86件 表彰15件
- 第8回オーライ！ニッポン全国大会
 - ・オーライ！ニッポン大賞表彰式他
H23.3.9 於 国立オリンピック記念青少年総合センター

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

平成23年度予算額 : 184億円

農林水産省

【実績】H22 : 142計画

累計 : 1130計画(平成19年度～)

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより農山漁村地域の活性化を図るため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援します。

特徴

- 農・林・水の縦割りなく施設を一気に整備
- 窓口のワンストップ化
- 対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通可能
- 地域が提案するメニューも支援
- 都道府県又は市町村への助成
(農林漁業者等の組織する団体等へは間接助成)
- 法律上の事業とすることにより、施設用地の確保、市民農園の開設等の手続きが簡素化

整備内容

1. 生産基盤及び施設の整備
2. 定住環境の整備
3. 地域間交流の促進

各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対し、事業費の1/2等の交付率で、交付金を交付します。

農林水産省

計画主体
(都道府県・市町村)

都道府県又は市町村が単独で又は共同して、各地域の実情に合わせて活性化計画(各地域それぞれのプロジェクト)を作成し、それを実現するために、交付金を活用できます。

二地域間居住を推進

滞在型市民農園の整備や集落道等生活環境整備を行い、二地域間居住を推進。



IJUターンを推進

簡易給水施設等の生活環境の整備や、農林水産業への就業機会の確保により、農山漁村へのIJUターンを推進。



交付金を活用した計画(プロジェクト)の例

地場産品を活用して雇用創出

ブランド農産物栽培のための基盤整備や加工施設等の整備を行い、地場産品を活用した雇用を創出。



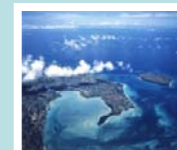
農林漁業振興と定住促進

農業生産基盤の整備や生活環境の整備により、農山漁村の良好な定住環境を確保。



豊かな自然を活用した交流

農地・山林・海岸を巡る散策道や地元食材供給施設など農山漁村の豊かな自然をまるごと活用し、交流人口の増大を推進。



事業実施主体

(都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業共同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等)

食と地域の交流促進対策交付金

【1,703(0)百万円】

対策のポイント

食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を、国が直接支援します。

<背景／課題>

- ・農林漁業者の所得向上と集落の維持・再生を図るためには、農山漁村の6次産業化を推進するなど、農山漁村の活性化を図ることが喫緊の課題です。
- ・このためには、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進することが重要であり、こうした多様な取組を拡大するため、地域にとって使いやすい交付金を国が直接交付します。

政策目標

約450億円規模の集落型の経済活動を創出（平成27年度）

<主な内容>

1. 食と地域の交流促進集落活性化対策

「子ども農山漁村交流プロジェクト」、グリーン・ツーリズムなど、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援するため、その推進体制の整備や実践活動などに必要な経費を国が集落等に直接交付します。

補助率：定額（1地区あたり上限250万円）
事業実施主体：集落等

（子ども農山漁村交流プロジェクトとは）

農林水産省、総務省、文部科学省が連携して、全国の小学生が農山漁村で長期宿泊体験を行う活動を推進している取組です。

2. 食と地域の交流促進支援対策

個々の集落では対応できない専門的・技術的課題を調査研究し、その成果を全国各地域の都市農村交流等の取組拡大につなげる民間団体の活動を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 都市農業振興整備対策

都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、都市住民の理解を促進しつつ都市農業を振興するために必要な市民農園の整備等を支援します。

補助率：定額（1/2相当）
事業実施主体：民間団体、市町村

【お問い合わせ先：農林振興局都市農村交流課（03-3502-0030（直））】

食と地域の交流促進対策交付金

農林漁業者の所得の向上と集落の維持・再生を図るため、農山漁村の6次産業化を推進する観点から、食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活かした集落ぐるみの都市農村交流等を促進する取組を、国が直接支援。

農林漁業者の所得の向上

集落の維持・再生

6次産業化の推進による農山漁村の活性化

農林漁業者による生産・加工・販売の一体化に併せ

集落ぐるみの都市農村交流等の取組により、6次産業化を一層推進

「食と地域の交流促進対策交付金」の創設

食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活用し、集落ぐるみの都市農村交流等の促進により農山漁村の活性化を目指す取組を、直接かつ集中的に支援。

（基本スキーム）



【直接交付】

【ポイント】

- 従来の個別補助金を廃止し、地域にとって使いやすい交付金に一本化
- 集落は多様な取組が、自由かつ柔軟に実施可能
- 中間団体を経由せず、取組主体の集落に直接交付

<支援する集落の取組内容>

- 子ども交流など教育の場としての活用（子ども農山漁村交流プロジェクト）
- 都市人材の活用（田舎で働き隊）
- 観光と連携した都市農村交流（グリーン・ツーリズム）

など、教育、観光等との連携強化による新たな交流需要の創造に向けた取組を支援

【関係府省とも連携】

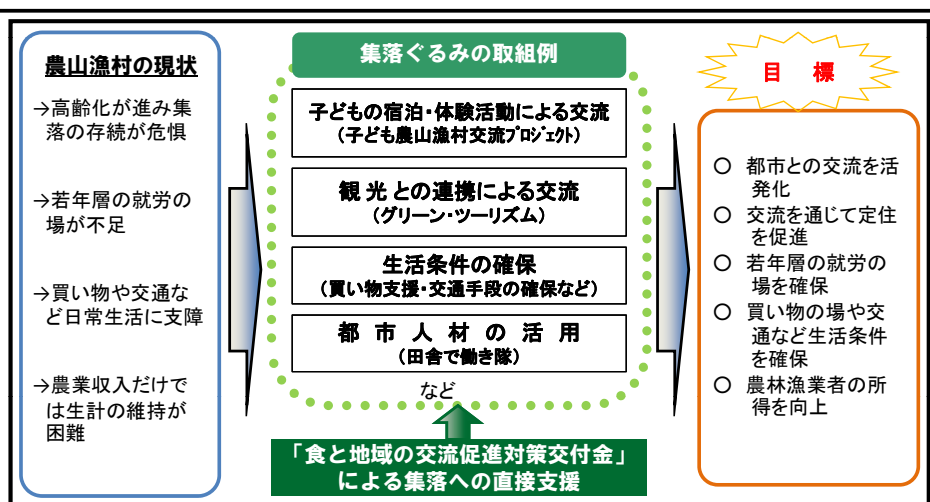


都市農村交流等に取り組みたい皆さんへ
(農林漁業者、住民、NPO法人、役場、民間企業等)

食べて応援しよう!
被災地を応援

集落ぐるみの都市農村交流や地域づくりの 取組を国が直接支援します!!

「食と地域の交流促進対策交付金」を活用した地域活性化



事業実施主体

「集落」＝ 農林漁業者を中心に、地域の住民や諸団体、NPO法人など集落で合意した組織(規約が必要)

支援内容

補助率: 定額(1地区1年当たり上限250万円)

食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの自立的・継続的な都市農村交流や地域づくりの取組を、国が直接支援します。

支援の仕組

国から集落の取組に対して直接交付金を交付します。



【ポイント】

- 集落は、次ページの10種類の取組メニューから選択し、集落の創意工夫による多様な取組が実施可能です。
- 農林漁業者を中心に多様な者が集落の構成員となることができます。

以下10種類の取組メニューから選択し応募
(複数選択も可能)

農林水産省

- 事業実施主体: 農林漁業者を中心に、地域の住民や諸団体、NPO法人など
集落で合意した組織(規約が必要)
- 交付金の額 : 1地区1年当たり250万円を上限
- 事業実施期間 : 2年以内((4)の取組メニューは1年)

取組メニュー	内 容	
(1) 子ども農山漁村交流プロジェクト	小学生をはじめとする子どもの農山漁村における宿泊体験活動の取組を支援します。	
(2) グリーン・ツーリズム	観光と連携した都市と農村の交流の取組を支援します。	
(3) 定住促進	集落への定住を促進するため、空き家等の生活情報提供、移住体験、及びPR活動等の取組を支援します。	
(4) 都市人材の活用推進 (田舎で働き隊)	集落の抱える課題を解消するため、都市人材を活用する集落の取組を支援します。	
(5) 農村環境の活用推進	集落が有する農村環境の魅力を再認識するための調査分析や環境保全活動の取組を支援します。	
(6) 集落型産地振興	産地振興を目指す集落において、特色ある農産物を導入するための基盤整備の仕様や水利使用の検討等の取組を支援します。	
(7) 都市農業の振興	都市住民の農業理解の醸成、都市農地の保全及び都市農業の振興を促進する取組を支援します。	
(8) 医療・介護の場としての活用推進	園芸療法やアニマルセラピー等の農山漁村を医療・介護の場として活用するための取組を支援します。	
(9) 生活条件確保	買い物の場・交通手段・高齢者見守り等の生活条件の確保に必要な取組を支援します。	
(10) 地域提案型活動	その他の集落活性化の取組((1)から(9)に該当しない取組で集落ぐるみで行う交流などを)支援します。	

代表的な取組事例を紹介します

(1) 子ども農山漁村交流プロジェクト

- 農家民宿開設のための研修会
- 小学校・PTAへの広報活動
- 受入プログラム、安全管理マニュアル作成など



研修会



子どもたちへの安全上の注意喚起

(2) グリーン・ツーリズム

- 地域観光資源の整理、地図づくり
- 農業農村体験のメニューづくり
- 旅行会社への広報活動、都市でのPR活動など



など

地域観光資源調査



旅行会社商談会におけるブース設置

(4) 都市人材の活用推進(田舎で働き隊)

- 農林漁業就業者など必要な人材の確保にむけた広報活動
- 農林漁業実践研修



など

農業研修



受入地の広報活動

(9) 生活条件確保

- コミュニティ・バス
- 配食サービス
- 移動販売車
- 高齢者の見守り
- 生活条件の改善に向けた仕組みづくりと試験的实施



コミュニティ・バス

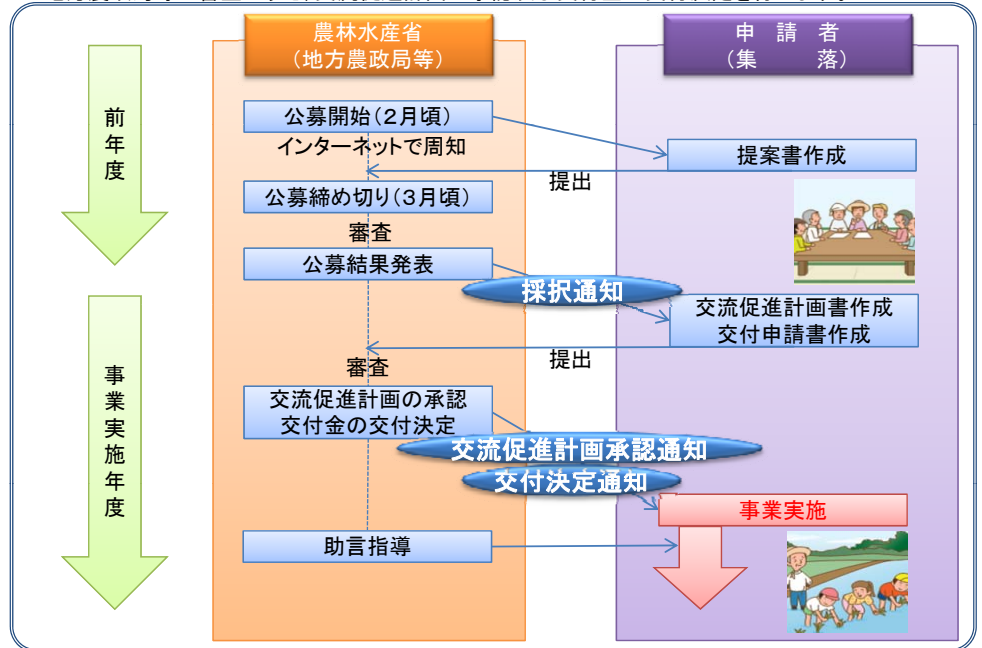


配食サービス

食と地域の交流促進対策交付金の手続き

農林水産省

- 実施主体、支援内容、募集期間、提案書等の詳細については、公募開始に合わせ地方農政局等のホームページでお知らせいたします。
- 提案書を地方農政局等(北海道の方は農林水産省本省)に提出します。
- 地方農政局等が、第三者を含む公募選定審査委員会による提案書の審査を踏まえ、採択します。
- 採択された提案書の申請者は、交流促進計画書及び交付申請書を地方農政局等に提出いただき、地方農政局等が審査のうえ、交流促進計画の承認及び交付金の交付決定を行います。



本交付金に関する問い合わせ先

お住まいの都道府県	問い合わせ先	Tel
北海道	農林水産省農村振興局都市農村交流課	Tel:03-3502-8111(内線5451,5447)
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	東北農政局農村計画部農村振興課	Tel:022-263-1111(内線4444,4185)
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京	関東農政局農村計画部農村振興課	Tel:048-600-0600(内線3462,3405)
神奈川、山梨、長野、静岡	北陸農政局農村計画部農村振興課	Tel:076-263-2161 (内線3412,3423,3419)
新潟、富山、石川、福井	東海農政局農村計画部農村振興課	Tel:052-201-7271(内線2521,2519)
岐阜、愛知、三重	近畿農政局農村計画部農村振興課	Tel:075-451-9161(内線2417,2421)
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	中国四国農政局農村計画部農村振興課	Tel:086-224-4511(内線2522,2521)
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島	九州農政局農村計画部農村振興課	Tel:096-211-9111(内線4615,4628)
香川、愛媛、高知		
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎		
鹿児島		
沖縄	沖縄総合事務局農林水産部経営課	Tel:098-866-0031(内線83290,83293)

※事業の詳細は、実施要綱、交付要綱、公募要領等に示しておりますので、上記まで問い合わせください

※農林水産省 食と地域の交流促進交付金のHP http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kouryu_koufukin.html